

防衛大学校紀要及び教官研究要録等の編集、発行に関する達を次のように定める。

平成4年7月1日

防衛大学校長 夏目晴雄

防衛大学校紀要及び教官総覧・研究要録の編集、発行に関する達

改正	平成8年3月29日防衛大学校達第1号	平成12年6月13日防衛大学校達第13号
	平成16年9月30日防衛大学校達第11号	平成17年5月25日防衛大学校達第10号
	平成21年3月31日防衛大学校達第6号	平成27年4月10日防衛大学校達第9号
	平成28年3月31日防衛大学校達第3号	

防衛大学校紀要、理工学研究報告及び教官研究要録の編集、発行に関する達（昭和61年防衛大学校達第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、防衛大学校の紀要及び教官総覧・研究要録（以下、「教官総覧」という。）の編集、発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（紀要）

第2条 防衛大学校紀要は、人文社会科学紀要及び理工学紀要とする。

2 人文社会科学紀要は、人文科学、社会科学等に関する研究論文等を和文又は欧文により集録し、人文科学分冊及び社会科学分冊とする。

3 理工学紀要は、理工学に関する研究論文等を和文又は欧文により集録し、理工学研究報告及び *Memoirs of the National Defense Academy* とする。

（教官総覧）

第3条 防衛大学校教官総覧は、教官の経歴、教育及び研究等の概要を教官ごとに収録するとともに毎年度の業績の概要等を和文又は欧文により収録する。

（発行）

第4条 人文社会科学紀要、理工学紀要及び教官総覧は、毎年度1回以上発行する。

(編集委員会)

第5条 人文社会科学紀要、理工学紀要及び教官総覧の編集を行うため、次の委員会を置く。

- (1) 人文科学紀要編集委員会
- (2) 理工学紀要編集委員会
- (3) 教官総覧・研究要録編集委員会

(構成)

第6条 前条に定める委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 人文社会科学紀要編集委員
外国語教育室、体育学教育室、人間文化学科、公共政策学科、国際関係学科、国防論教育室、戦略教育室及び統率・戦史教育室の長が指名する者各1名
- (2) 理工学紀要編集委員
数学教育室、応用物理学科、応用化学科、地球海洋学科、電気電子工学科、通信工学科、情報工学科、機能材料工学科、機械工学科、機械システム工学科、航空宇宙工学科及び建設環境工学科の長が指名する者各1名
- (3) 教官総覧・研究要録編集委員
各教育室及び各学科の長が指名する者各1名

2 前項各号に定める者のほか、必要により防衛大学校長（以下「学校長」という。）が指名する者。

3 編集委員会の委員長は、学校長の指名する教官とし、会務を掌理する。

(学校長に対する報告)

第6条の2 総合情報図書館長は、当該各委員会の編集、発行の計画及び実施状況等について、適時学校長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 人文社会科学紀要、理工学紀要及び教官総覧の編集、発行等に関する庶務は、総合情報図書館事務室において行う。

2 教官総覧の編集に関する庶務については、総務課及び教務課が協力するものとする。

(委任規定)

第8条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、各委員長

が定める。

附 則

- 1 この達は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 防衛大学校紀要、理工学研究報告及び教官研究要録の編集、発行に関する達（昭和61年防衛大学校達第5号）は廃止する。

附 則（平成8年3月29日防衛大学校達第1号）

この達は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月13日防衛大学校達第13号）

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日防衛大学校達第11号）

この達は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年5月25日防衛大学校達第10号）

この達は、平成17年5月25日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛大学校達第9号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日防衛大学校達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。